



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1 平成30年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (危機管理・消防課) ..... 1
- 2 紀の川左岸土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 3
- 3 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可 ( " ) ..... 4
- 4 公共測量の実施 (技術調査課) ..... 4
- 5 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 5

### ○ 公告

- 和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定 (国際課) ..... 5
- 和歌山交通公園の指定管理者の指定 (県民生活課) ..... 5
- 和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定 (労働政策課) ..... 5
- 和歌山県植物公園緑花センターの指定管理者の指定 (森林整備課) ..... 5
- 根来山げんきの森の指定管理者の指定 ( " ) ..... 6
- 護摩壇山森林公園の指定管理者の指定 ( " ) ..... 6
- 和歌山県和歌川河川公園の指定管理者の指定 (河川課) ..... 6
- 河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者の指定 (都市政策課) ..... 6
- 和歌公園の指定管理者の指定 ( " ) ..... 7
- 和歌山県立橋本体育館の指定管理者の指定 ( " ) ..... 7
- 紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定 ( " ) ..... 7
- 秋葉山公園県民水泳場の指定管理者の指定 ( " ) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 ( " ) ..... 8
- 日高港緑地浜ノ瀬緑地の指定管理者の指定 (港湾空港振興課) ..... 8

## 告 示

### 和歌山県告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

平成30年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務

##### (2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月25日（月）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成31年1月4日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）第3条各号又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から過去5年以内に、オイルフェンス巻取機等の解体撤去、又は修繕に係る契約を締結し、適正に履行した実績を有する者であること。
- (6) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (7) 和歌山県内に主たる営業所を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）

ク 役員等に関する調書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 誓約書

サ 2の（5）に掲げる契約の履行実績を有することを証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料又は履行証明書

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからエまで及びカからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、オ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成31年1月4日（金）から同月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成31年1月11日（金）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成31年1月4日（金）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、書留郵便により平成31年1月18日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

## 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

## 6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成31年1月24日（木）までに通知する。

## 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

**和歌山県告示第2号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成30年12月6日退任）

職名	氏名	住所
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
理事	平柳忠男	和歌山市松島366番地
理事	太田克己	和歌山市上三毛438番地
理事	山本彰夫	和歌山市大垣内569番地3
理事	津田禎章	和歌山市東田中321番地
理事	高田輝夫	和歌山市和佐関戸162番地
理事	石川利男	和歌山市禰宜441番地
理事	東畑敏明	和歌山市和佐中284番地3
理事	川崎勝巳	和歌山市岩橋1677番地
理事	松尾登志彦	和歌山市出島223番地
理事	有本太一	和歌山市有本116番地

理事 白樫郁夫 和歌山市鳴神129番地1  
理事 秋月利昭 和歌山市太田3丁目6番19号  
理事 宮田俱侑 和歌山市神前214番地の2  
理事 石井清 和歌山市手平出島39番地  
理事 田中秀直 和歌山市吉原708番地  
理事 大畑喜代司 和歌山市相坂61番地  
理事 上野芳暉 和歌山市坂田284番地  
監事 岩谷佳計 和歌山市中島316番地  
監事 中筋功 和歌山市金谷441番地  
監事 北村幸藏 和歌山市栗栖184番地

## 2 就任した役員（平成30年12月7日就任）

職名	氏名	住所
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
理事	北村幸藏	和歌山市栗栖184番地
理事	太田克己	和歌山市上三毛438番地
理事	中筋功	和歌山市金谷441番地
理事	古久保弘治	和歌山市布施屋507番地32
理事	東出臣壹	和歌山市下和佐455番地
理事	川崎勝巳	和歌山市岩橋1677番地
理事	平柳忠男	和歌山市松島366番地
理事	中居純三	和歌山市秋月189番地1
理事	秋月利昭	和歌山市太田3丁目6番19号
理事	宮田俱侑	和歌山市神前214番地2
理事	鈴木敏之	和歌山市森小手穂1229番地
理事	乾吉晴	和歌山市新中島53番地
理事	吉村文孝	和歌山市吉原804番地
理事	大畑喜代司	和歌山市相坂61番地
理事	上野芳暉	和歌山市坂田284番地
監事	岩谷佳計	和歌山市中島316番地
監事	山崎秀樹	和歌山市大垣内369番地
監事	野口守	和歌山市中之島1300番地

## 和歌山県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第4号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき海南市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成及び家屋図化）

- 2 作業期間 平成30年12月20日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 海南市全域

和歌山県告示第5号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河寺線

供用開始の区間 紀の川市松井字這原1093番1地先から同市粉河字這原145番4地先まで

供用開始の期日 平成31年1月4日

公 告

公 告

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）第8条第1項の規定により、和歌山県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県国際交流協会  
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌山交通公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県交通安全協会  
和歌山県和歌山市西1番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）第8条第1項の規定により、和歌山県勤労福祉会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会  
和歌山県和歌山市北出島一丁目5番47号
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）第8条第1項の規定により、和歌山県植物公園緑花センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部  
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）第6条第1項の規定により、根来山げんきの森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部  
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

護摩壇山森林公園設置及び管理条例（平成5年和歌山県条例第10号）第6条の規定により、護摩壇山森林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 田辺市  
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）第13条第1項の規定により和歌山県和歌川河川公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 みんなでつくる和歌川河川公園の会  
(代表となる団体)  
大揚興業株式会社  
和歌山県和歌山市新通二丁目10番1  
(構成員)  
一般社団法人クリエイターズ  
和歌山県和歌山市寄合町44番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団  
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第17号）第8条の規定により、和歌山県立橋本体育館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 橋本市  
和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）第6条第1項の規定により、紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 紀の国はまゆう  
(代表となる団体)  
近畿電設工業株式会社  
和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号  
(構成員)  
弘安建設株式会社  
和歌山県和歌山市吉田563番地の1  
(構成員)  
日本体育施設株式会社  
東京都中野区東中野三丁目20番10号  
(構成員)  
特定非営利活動法人はまゆうJAPAN  
和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番地
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公 告

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）第6条第1項の規定により、秋葉山公園県民水泳場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 TSAグループ  
(代表となる団体)  
大揚興業株式会社  
和歌山県和歌山市新通二丁目10番1  
(構成員)  
シンコースポーツ大阪株式会社  
大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番11号
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画駐車場（市営市駅前立体原動機付自転車駐車場）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港緑地浜ノ瀬緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 美浜町  
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138-278
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで